

令和4年第11回別府市農業委員会総会議事録

日時 令和4年11月4日(金)午後3時00分

場所 別府市5階大会議室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届

出席委員 7名

※ 番号は議席番号

- |          |          |
|----------|----------|
| 1番 久保 賢一 | 2番 佐藤 進蔵 |
| 3番 後藤 利夫 | 4番 小畑 義宏 |
| 5番 齊藤 孝一 | 6番 藤内 宣幸 |
| 7番 星野 賢一 |          |

出席職員 事務局長 吉田 悠子 主査 吉岡 千紘

午後3時00分 開会

【大分県農業会議による、タブレット研修】

(局長) それでは、只今より令和4年第11回別府市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会の出席委員数が、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願いいたします。

(会長) 改めて、皆さんお疲れ様です。今回の総会には農地利用最適化推進委員の方々もお越しいただき、誠にありがとうございます。皆さんにおかれましては、大変忙しい中、先月23日の堂面棚田にて開催された「湯の町棚田フェスタ」に、たくさんの委員にご参加いただきましたことを、重ねて感謝申し上げます。私も参加をして、それぞれの地域が単独ではなく、協力して地域に活力を与えられる、可能性を感じました。そして、本日は総会後に懇親会も予定していますので、十分に意見交換をして頂きたいと思っております。

それでは、議事に入ります。本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) ご異議がないようでありますので、2番委員、3番委員をご指名いたします。よろしくお願ひいたします。それでは、本日の総会も時間を短縮して行いたいと思います。議案につきましては、事前に皆さんに送付していますので、審議については事務局からの説明を求め、報告については、質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。それでは議事に入ります。

議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。申請番号1について、事務局の説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページをお開きください。議案第1号 申請番号1 利用権を設定する者 別府市の方、利用権を受ける者も別府市の方です。区分、農業振興地域・農用地区域。利用権を設定する土地、大字天間、田、現況田、外1筆、計 2,395 m<sup>2</sup>です。利用権の種類、使用貸借。利用方法 畑、ナス、かんしょ。利用期間 令和4年11月7日から令和14年11月6日。かし賃支払い、なし、設定理由 利用権を設定する者、申請地は耕作しないため貸し付けたい。利用権を受ける者、今般、申請地を借受け農業経営の規模を拡大いたしたい、というものでございます。以上です。

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。それでは、担当地区の朝日地区の農地利用最適化推進員から補足説明をお願い致します。

(朝日地区推進委員) 申請農地は、借受け人が耕作している農地に隣接しており、今までカヤが生えて荒れていたところですが、現在借受け人が、刈って農地に戻しています。今年度の新規就農者ですが、一生懸命取り組んでいますので、問題ないと思います。

(議長) 只今、担当推進員からの補足説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見、ご質問はございませんか。

(4番委員) 借受け人は、新規就農者ですか。書類上ではわからないので、説明をお願いします。

(議長) 事務局、説明をお願いします。

(事務局) はい。借受け人は、今年4月に利用権の設定にて新規就農した方で、今般農地の規模拡大をするものです。以上です。

(議長) 4番委員いいでしょうか。

(4番委員) はい。

(議長) 他にご意見、ご質問等あればお受けいたします。

(3番委員) 年齢は何歳ですか。

(事務局) はい、39歳です。

(議長) 他にご意見、ご異議等ございませんか。

(各委員) 異議なし。

(議長) 異議なしとのことでもあります。議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。ここからは、事務局からの説明は省略したいと思います。報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1から番号5について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 別になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届、番号1から番号6について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。続きまして(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1から番号14番について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員) 特になし。

(議長) 特にご質問等もないようであります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。お疲れさまでした。

**【人権研修】**

午後4時25分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 会 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 2 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 3 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印